

目次

凡例	iv
平成 29 年の法改正の概要	vii

第一章 総則

第一条(目的)	1
第二条(定義)	24
第三条(基本的事項の公表)	42

第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

第一節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等

第四条(遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認)	55
第五条(第一種使用規程の修正等)	168
第六条(承認取得者の義務等)	170
第七条(承認した第一種使用規程の変更等)	172
第八条(承認した第一種使用規程等の公表)	176
第九条(本邦への輸出者等に係る第一種使用規程についての承認)	178
第十条(第一種使用等に関する措置命令)	186
第十一条(第一種使用等に関する事故時の措置)	198

第二節 遺伝子組換え生物等の第二種使用等

第十二条(主務省令で定める拡散防止措置の実施)	201
第十三条(確認を受けた拡散防止措置の実施)	233
第十四条(第二種使用等に関する措置命令)	259
第十五条(第二種使用等に関する事故時の措置)	264

第三節 生物検査

第十六条(輸入の届出)	266
第十七条(生物検査命令)	268
第十八条(登録検査機関)	272

第十九条(遵守事項等)	291
第二十条(秘密保持義務等)	302
第二十一条(適合命令等)	303
第二十二条(報告徴収及び立入検査)	309
第二十三条(公示)	312
第二十四条(手数料)	313

第四節 情報の提供

第二十五条(適正使用情報)	315
第二十六条(情報の提供)	318

第三章 輸出に関する措置

第二十七条(輸出の通告)	327
第二十八条(輸出の際の表示)	332
第二十九条(輸出に関する命令)	336

第四章 雑則

第三十条(報告徴収)	339
第三十一条(立入検査等)	342
第三十二条(センター等による立入検査等)	347
第三十三条(センター等に対する命令)	355
第三十四条(科学的知見の充実のための措置)	356
第三十五条(国民の意見の聴取)	357
第三十五条の二(主務大臣への協議)	358
第三十六条(主務大臣等)	361
第三十六条の二(権限の委任)	367
第三十七条(経過措置)	368

第五章 罰則

第三十八条	369
第三十九条	370
第四十条	371
第四十一条	372
第四十二条	373

第四十三条	374
第四十四条	375
第四十五条	376
第四十六条	377
第四十七条	378
第四十八条	378

関係法令

○ 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 〔議定書〕	381
○ バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋 ・クアラルンプール補足議定書〔補足議定書〕	396
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 〔カルタヘナ法〕	401
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 施行規則〔施行規則〕	416
○ 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡 散防止措置等を定める省令〔研究開発二種省令〕	426
○ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべ き拡散防止措置等を定める省令〔産業利用二種省令〕	439
○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 第三条の規定に基づく基本的事項〔基本的事項告示〕	442
○ 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領 〔評価要領一種告示〕	449
索引	453